

平成二十二年二月二十二日提出
質問第一五五号

大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

大阪地方検察庁特別捜査部における取調べを記録した文書の廃棄に関する再質問主意書

障害者団体向けに格安で郵便サービスを提供する制度を悪用した事件に絡み、昨年五月二十六日、厚生労働省障害保健福祉部係長の上村勉氏が逮捕された。右の事件に関し、過去に上村氏の上司であった村木厚子厚労省雇用均等・児童家庭局長が、六月十四日、大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕された。本年二月二日、村木氏の裁判に関し、関係者の供述内容等を記した取調べのメモ（以下、「メモ」という。）を、大阪地方検察庁特別捜査部が廃棄していたことを村木氏の弁護人が明らかにしたとの報道がなされている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第八五号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、大阪地検特捜部が「メモ」を廃棄したというのは事実か、事実ならば、それは裁判の公平性、公正性を失うことに繋がりがかねない行為であると考えるが、同特捜部はどのような理由によつてそのような挙に出たのか、また同特捜部のどの者がどのような理由によりそのような挙に出たのかを徹底調査し、可能な範囲で出来る限りの説明を国民に行う考えはあるかと、千葉景子法務大臣に対して問うたところ、「前回答弁書」では「個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控える。」との答弁がなされている。確かに、現在係争中の事案について詳細を明らかにするこ

とは差し控えるべきことであるが、仮に「メモ」が何らかの意図の下、廃棄されたというのが事実ならば、そもそも裁判の公正性を大きく失わせることに繋がりにかねないと考える。千葉大臣として、事実関係は公表せずとも、「メモ」が廃棄されたことが事実か否か、また事実であるのなら、大阪地検特捜部がどのような意図の下、そのような挙に出たのか、せめて何らかの調査を行うべきではないのか。

二 「メモ」が廃棄されたというのは事実か否か、右一点のみを明らかにされたい。なお当方は、現在係争中の事案について詳細を明らかにすることを求めているものではなく、千葉大臣においては、全て「個別具体的な事件における…」として逃げるのではなく、質問の趣旨を正確に把握した上で、当方の質問に答えることを再度求める。

三 前回質問主意書で、今回の大阪地検特捜部による「メモ」の廃棄以外に、過去に同特捜部において、「メモ」と同類の、取調べの際に作成される文書が廃棄されたという事実はないか、また東京地検特捜部、名古屋地検特捜部においても、過去に同様の事例が起きたことはないか、千葉大臣に問うたところ、「前回答弁書」では一の答弁がなされている。当方は、前文で触れたある特定の事案について問うているのではなく、過去の事例について問うているのである。千葉大臣においては、全て「個別具体的な事件に

おける…」として逃げるのではなく、質問の趣旨を正確に把握した上で、当方の質問に答えることを再度
求める。

右質問する。